「岡谷市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和4年8月 日

岡谷市教育委員会 教育長 岩 本 博 行

岡谷市教育委員会規則第 号

岡谷市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

別紙のとおり。

岡谷市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

岡谷市スポーツ施設条例施行規則(平成20年岡谷市教育委員会規則第7号)の一部を 次のように改正する。

第3条第2項第2号エを次のように改める。

- エ 岡谷市やまびこ国際スケートセンター
 - (ア) 当該施設の指定管理者が発行する1回券(共通券)、回数券、シーズン券 及び入場券
 - (イ) 株式会社やまびこスケートの森が発行する1回券(共通券)

第5条第1項中「様式第11号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「様式第12号」を「様式第8号」に改める。

第6条第2項中「様式第13号」を「様式第9号」に改める。

様式第7号から様式第10号までを削り、様式第11号を様式第7号とし、様式第12号を様式第8号とし、様式第13号を様式第9号とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡谷市スポーツ施設条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の岡谷市スポーツ施設条例施行規則の規定による様式とみなす。

【現 行】

第3条 (略)

- 2 指定管理者は、前条ただし書による申請があったときは、スポーツ施設の状況 を審査し、適当と認めた場合、次に掲げる方法によって、使用の許可をしたもの とみなす。
 - (1) スポーツ施設に使用料を直接納付したとき。
 - (2) 次に掲げる回数券等を提示又は提出したとき。
 - ア 岡谷市民総合体育館 岡谷市民総合体育館回数券 (様式第3号)
 - イ 岡谷市営庭球場
 - (ア) 岡谷市営庭球場回数券(様式第4号)
 - (イ) 岡谷市営庭球場通年使用券(様式第5号)
 - ウ 岡谷市民水泳プール 岡谷市民水泳プール回数券 (様式第6号)
 - エ 岡谷市やまびこ国際スケートセンター
 - (ア) 岡谷市やまびこ国際スケートセンター1回券(共通券)(様式第7号)
 - (イ) 岡谷市やまびこ国際スケートセンター回数券(様式第8号)
 - (ウ) 岡谷市やまびこ国際スケートセンターシーズン券 (様式第9号)
 - (エ) 岡谷市やまびこ国際スケートセンター入場券(様式第10号)
 - (オ) 株式会社やまびこスケートの森で発行する1回券(共通券)

第4条(略)

(使用料の減免)

- 第5条 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ岡谷市スポーツ施設使用料減免申請書(様式第11号)を岡谷市教育委員会(以下「教育委員会という。)に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、 使用料の減額又は免除を決定したときは、岡谷市スポーツ施設使用料減免決定 通知書(様式第12号)により当該申請者に通知するものとする。 (使用料の環付)
- 第6条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付については、次の各号のいずれかに該当する場合、既に納めた使用料の全額を還付する。
- (1) 使用者の責めによらない理由で使用できなくなったとき。
- (2) その他教育委員会が特別な理由があると認めるとき。
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、岡谷市スポーツ施設使用料還付申請書 (様式第13号)を教育委員会に提出しなければならない。

様式第11号(第5条関係)

(略

様式第12号(第5条関係)

(略)

様式第13号(第6条関係)

(略)

【改正案】

第3条 (略)

- 2 指定管理者は、前条ただし書による申請があったときは、スポーツ施設の状況を審査し、適当と認めた場合、次に掲げる方法によって、使用の許可をしたものとみなす。
 - (1) スポーツ施設に使用料を直接納付したとき。
 - (2) 次に掲げる回数券等を提示又は提出したとき。
 - ア 岡谷市民総合体育館 岡谷市民総合体育館回数券 (様式第3号)
 - イ 岡谷市営庭球場
 - (ア) 岡谷市営庭球場回数券(様式第4号)
 - (イ) 岡谷市営庭球場通年使用券(様式第5号)
 - ウ 岡谷市民水泳プール 岡谷市民水泳プール回数券 (様式第6号)
 - エ 岡谷市やまびこ国際スケートセンター
 - (ア) 当該施設の指定管理者が発行する1回券、回数券、シーズン券、入場券
 - (イ) 株式会社やまびこスケートの森で発行する1回券(共通券)

第4条(略)

(使用料の減免)

- 第5条 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ岡谷市スポーツ施設使用料減免申請書(様式第7号)を岡谷市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、 使用料の減額又は免除を決定したときは、岡谷市スポーツ施設使用料減免決定 通知書(様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。 (使用料の環付)
- 第6条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付については、次の各号のいずれかに該当する場合、既に納めた使用料の全額を還付する。
 - (1) 使用者の責めによらない理由で使用できなくなったとき。
 - (2) その他教育委員会が特別な理由があると認めるとき。
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、岡谷市スポーツ施設使用料還付申請書 (様式第9号)を教育委員会に提出しなければならない。

様式第7号(第5条関係)

(略

様式第8号(第5条関係)

(略)

様式第9号(第6条関係)

(略)